

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

安倍総理のTPP交渉参加表明をめぐって質問いたします。

まず、このパネルをごらんいただきたいと思います。地方議会のTPPに関する意見書について、農水省が昨年十月段階でまとめたものであります。これが最新だということで集計を出しているそうです。

大震災、原発事故の被災県を初めとして、全国四十四の道府県議会が意見書を採択しております。参加すべきでないというのを初めとして、多くの意見書が出ている。市町村議会では、参加すべきでないの千六百五件など、合計二千四百四十四件となっております。

総理は、こうした状況にあることを御承知でしょうか。

○安倍内閣総理大臣 地方において、特に農業県においては、果たして農業が守られるかどうか、大きなダメージがあるのではないかと、そういう御心配があるんだろう、我々もそのように考えておりました。

○笠井委員 その後も決議が相次ぎまして、この三月に入ってから、宮崎県、そして佐賀県、北海道議会が反対の意見書を、秋田県の男鹿市議会は、三月十五日に、総理の参加表明に対して厳重に抗議する決議も採択をいたしております。

そこで、TPP交渉に参加をすれば、総理が言われるような、守るべきものを守る、そういう余地があるのか。

先週の総理の記者会見でも、重要なポイントだと思います、総理は、今まで既に参加をしている国が決めたルールについて、これを後から入って行って、既に決まっていることを蒸し返すことは難しい、ひっくり返すことは難しい、こう言われまして、これは厳然たる事実だ、十分承知の上というふうに繰り返し述べられました。

私は、それを聞いてえっと思ったんですが、去る八日のこの委員会で質問したときに、新規参入国には対等な権利が保障されずに、交渉の余地さえ奪われるということを感じたときに、総理は、交渉参加条件というのは判然としない、ぼやっとしているという答弁をされました。それが今度は、会見では明確に言われたわけですが、いつ、何によって、そうしたことが厳然たる事実として、十分承知するという事になったのでしょうか。

○甘利国務大臣 後で総理にも、必要とあらばお答えをいただきたいと思います。

このTPP交渉は、今年中にまとめるというのがほぼ合意になっているようです。まとめるのが近づいているのにもかかわらず、ぎりぎりまで参加者がそろいのを待って、それから決めるということであれば、とても決まらないことありますから、当然、先に参加をしている国々によって話し合いがなされて、それで合意が成立したものについて、後からのニューカマーが入って行って、全部まとめたものを一からやり直すことは極めて難しいということは、いかなる交渉でも当てはまることであるというふうに思っております。

○笠井委員 総理は、後から入って、既に決まっていることは蒸し返せないということと言われたわけですか。

総理、これはもう総理に答えていただきたいんですが、では、その蒸し返せないということ以外に、日本が後から入ってやった場合に、これはできないということはないのでしょうか。総理。

○安倍内閣総理大臣 先般、この委員会においてお答えをしたときもそうだったわけございま

すが、現在の段階で、どこまでが、どういう話し合いがなされ、合意がされているかということについては、まだ十分に情報がとれていない、判然としないわけであります。

しかし、基本的には、後から入っていった段階において、明確に話し合いができていて合意が形成されたものについては、それをさらに蒸し返して、ひっくり返すのは難しいという認識について、先般、表明の際にお話をしたところでございますが、現段階においてはまだ、残念ながら、十分に、どこまで議論が進んだかということについては明らかになっていないわけでございますが、関税を初め、まだまだこれから議論ができる、ルールを決めていくことができる分野は残されている、このように判断をしております。

○笠井委員 アメリカなど九カ国以外に後から交渉に参加したメキシコ、カナダについては、私、質問でもたしましたが、三つの不利な参加条件の念書があったとされている。

一つは、現行の交渉参加国九カ国が既に合意した条文は全て受け入れて、再協議は行わない。二つ目に、将来、ある交渉分野で現行九カ国が合意した場合に、拒否権を有さず、その合意に従わないといけない。三つ目に、交渉を打ち切る権利は九カ国にあって、おくれて交渉入りした国には認められないというものでありました。

総理は、会見の中で、そういう念書について我が国は受け取っていないというふうに言われましたけれども、ということは、メキシコ、カナダが念書を受け取ったことは知っていたということで受け取っていいんでしょうか。総理。

○鈴木副大臣 委員御指摘のとおりいわゆる三つの条件について、念書というものを我が国は受け取ってはおりません。

そして、外国との今、情報収集、その関係もございますので、カナダ、メキシコに問い合わせたかどうか、それも含めて、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

○笠井委員 言えないというのはおかしいですね。

では、メキシコ、カナダが参加表明したのは一昨年十一月ですが、その後、参加が認められた昨年六月までの間に受け取ったと言われているのが三つの条件についての念書であります。日本にも同様に、先週総理が参加表明されたその後に、こういう条件がついた念書が来ることはないんでしょうか。総理、いかがですか。ないと言えますか。

○安倍内閣総理大臣 今、鈴木副大臣から答弁させていただきましたように、まだ我が国には念書は来ていないわけございまして、これからどうなるかということについては定かではないということでございます。

○笠井委員 まだ定かではないと。まだ来ていない、定かでないということは、来る可能性があるということかもしれません。

あれこれ言いますが、今後、日本がそういった念書を受け取らないとは言えなかったわけでありまして、そうなれば、ルールづくりに参加するどころか、アメリカなど九カ国で合意したことの丸のみを迫られる、これがT P P交渉ということになってしまいます。

総理は、これから交渉に参加してルールづくりに加わると言われますけれども、では、それで果たして守るべきものが守られるのか。

そこで確認しますが、関税についてですが、日米共同声明の第一段落のところがあります。そこにもあるように、日本が交渉に参加すれば、全ての品目が交渉の対象とされて、関税撤廃が求められて、それを目指して高い水準の協定を達成していく、こういうことになるというのは、それではよろしいわけですね。

○安倍内閣総理大臣 ここに書いてあるように、「「T P Pの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する。」このように書いてあるとおりでございます。

○笠井委員 このパネルは、二〇一一年の十一月の外務省の資料であります。

日本の関税品目数は今、鉱工業製品を含めて全部で九千十八ありますけれども、そのうち、これまで日本が結んできた自由貿易協定でも、要するに、これだけは取引できない、守らなきゃいけないということで、米、小麦、砂糖、乳製品、牛肉、豚肉、水産品等九百四十品目を関税撤廃の対象から外してきたわけです。除外してきた。いっぱいあるけれども、これだけはだめだよと頑張ってきたというふうな経過だったと思うんです。

しかし、これら最後に残ったものも関税撤廃を求められて、高い水準と今総理言われましたけれども、そういう達成を目指していくということになる。そうしますと、幾ら頑張るといっても、例外が認められて守られる保証がないと思うんです。

そこで伺いたいんですが、関税を撤廃した場合の試算というのが今度政府から出されました。農林水産分野では、米の生産額は一兆百億円減少して、小麦の生産は一%しか残らないなど、三兆円が失われる。砂糖やでん粉などでも全減ということで、これは沖縄や離島だけじゃなくて、小麦とともにてん菜、ジャガイモ、輪作をしている北海道にとっても壊滅的な打撃だ。食料自給率も四〇%から二七%に低下する。こう試算に書いてあります。

総理はこの試算をめぐって、記者会見で、ピンチをチャンスにする、こう言われました。先ほどもおっしゃってました。このピンチというのはどういう意味ですか。

○安倍内閣総理大臣 この試算については、甘利大臣から当日御説明をしたように、即時全てゼロにする、そして何の対策もしないという前提でございまして、事実上そんなことは起こり得ないわけでございます。しっかりと対策も行ってまいりますし、我々、関税においても、守るべきものは守るために必死の交渉を展開していくわけでございます。

そこで、ピンチとは、つまり、マイナス三兆円と言われておりますが、これはそうではなくて、実際にしっかりと守るべきものは守りながら、同時に、農業の可能性を引き出していくことによってチャンスに変えていきたい、こう考えているところでございます。

○笠井委員 総理はあれこれ言われたんですが、だけれども、この参加表明をするに当たってこういう試算を発表して対策をする、そして守るべきものを守るとおっしゃること自体が、要するに、関税撤廃ゼロを求められる、聖域なき関税撤廃が前提の交渉だから、だから、それらに備えるために、最悪これだよ、ピンチだよというふうに言っているということじゃないんですか。

○安倍内閣総理大臣 いわば私どもが、どういう影響があるかということでお示しをする中において、かつてつくっていた資料は各省ばらばらだったものを、内閣府で統一をして、甘利大臣のもとで集計して発表させていただいたわけでございます。

そこで、一つの指標としてお示しをしたのでございますが、その中において、農業は三兆円という大きなダメージを受ける。それは、即時、関税を全て撤廃して、何も対策を打たなかったらということございまして、そもそもそういうことにはしないということは、もう既に安倍内閣の方針として決めていることございまして、即時に全てが関税ゼロにならないように、我々は、当然守るべきものは守るための交渉をしていきますし、その中において、ピンチをチャンスに変えるための、さまざまな農業の可能性を引き出していくための対策を打っていかねばならない、そのように考えております。

○笠井委員 でも、さっき確認したみたいに、全てがゼロを目指してということで、そのテーブルに着くということですよ。その中で、結局、目指すところの、高い水準でいくというのは、ゼロに向かっていく。それは、即時じゃなくても、五年、十年を含めてそういう方向でやるという交渉だから、最悪ここだという話をやはり試算するという話じゃないですか。

TPPは農業だけじゃありません。投資やサービス分野、知的財産を初めとして、暮らしと経済のあらゆる、二十一分野とも言われる分野が交渉対象とされて、貿易の制限撤廃が求められることになる。

総理は記者会見の中で、こうした非関税措置の分野については交渉の余地があるということについては一切言われませんでした。関税分野はあるんだというふうには言われたけれども、非関税分野については余地があるという話は一切なかった。非関税分野については交渉しないで撤廃を受け入れるつもりなのか。そういうつもりでしょうか。

○甘利国務大臣 TPP交渉は、関税だけではなくて、御指摘のように、サービス、規制、いろいろな分野の障害を撤廃するという話し合いであります。

先ほどの質問の中にもありましたように、植物検疫一つとっても、これがきちんとした知見に基づいて適切に対処されるならば、日本の農産品は幾らでも輸出の拡大があるんだとか、あるいは知財の件に関しても、知財管理がきちんと行われていけば、日本の模倣品、海賊版の被害はうんと減る。真正品の十倍ぐらいまがいのものが出回っていると言われますから、これは大変な日本の利益にかかわってくることだというふうに思っております。

そういうもろもろの余地はたくさんあるわけでありまして、我々がまだ交渉に参加しておりませんから情報は限られておりますけれども、現時点の中で、完全に話し合いがついた部分というのはそんなにまだ多くはない。ということは、いろいろな分野で交渉の余地があるということであろうというふうに思っております。

○笠井委員 非関税措置の分野について言うと、今いろいろ甘利大臣言われたんですが、では、政府の発表した試算というのは関税撤廃の分野だけですよね。それについての試算を出された。なぜ、非関税分野の影響試算について、今いろいろ影響があると言われたけれども、それについては出さなかったんですか。

○甘利国務大臣 これは、関税を撤廃した場合にどういう経済効果があるかというのは、ちゃんとモデルがあるわけですね。確立したモデルがあって、そのモデルは年々アップデートされているわけでありまして。それを使って試算をした。

これは、あくまでもその分野に限ってこういう影響があります、それ以外のもろもろについては、これからいろいろ交渉の中でやっていくことであって、それについて一つ一つ、これがどう経済効果になるというのは、なかなか計算式というのはないんじゃないかというふうに思っております。

○笠井委員 G T A Pモデルの話をしているのかもしれませんが、しかし、国民にとっては、さっき大臣が言われたみたいに、非課税分野だってたくさんの重大な懸念事項とか問題があると言われたわけですね。

これは、参加するということで、交渉参加表明するに当たって、国民が、これは本当にいいのかという話のときには、トータルとして、モデルが確立したという問題じゃなくて、例えば、非関税でもこの分野だったらこういう影響があるとか、今あるいろいろな手だてだって、数は出せるはずじゃないですか。それも全く出さずに、全体としてプラスマイナスがよくなるみたいな話

だけ流す。これは国民を欺くものだと思いますよ。

日米共同声明が引用しているT P Pの輪郭、アウトラインでも、「関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する。」これが原則だというふうに明記しております。これに基づいて、アメリカは、先ほど来議論もありましたが、日本に対して、さまざまな障壁の撤廃を求めて、既に自動車や保険分野、協議が行われていると、あの共同声明の三項目にも書いてあります。

そこで伺いたいんですが、総理、これは当事者ですので、「その他の非関税措置に対処し」、「なされるべき更なる作業が残されている。」というふうにあります。つまり、自動車、保険以外に、その他の非関税措置に関して、米側から何を要求されて、どういう作業が残っていると首脳会談では話し合っ、ああいう文章になったんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 この第三パラグラフにありますように、「T P P参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。」つまり、今まで既に協議を行っていたものを継続するというを確認したわけでございます。

そこで、自動車部門、保険等々書いてあるわけではありますが、「その他の非関税措置に対処し、」ということですが、まさにこれは、さまざまな非関税分野について今現在交渉を行っているということございまして、交渉中でございますので、まだつまびらかには余り申し上げることができないということでございます。

○笠井委員 今回の総理の決断に先立って、自民党が出したT P P対策に関する決議というのがございますが、この中でも、ポツ二のところの二項目めに、その項目として三つ挙げていて、T P P交渉参加については、国民の間にさまざまな不安の声が存在しているぞと書いてあって、三項目あって、その二項目めにこうあります。

例えば、この二項目めですが、「国民の生活に欠かせない医療分野でも、これまで営々と築き上げてきた国民皆保険制度が損なわれるのではないか、また食の分野においては、食品添加物や遺伝子組換え食品などに関する規制緩和によって食の安全・安心が脅かされるのではないか、との強い懸念が示されている。」こうありますけれども、これらの問題が米側との協議事項になっていないんですか。

○甘利国務大臣 御指摘の御心配でありますけれども、現在のところ、遺伝子組み換え作物であるとかそのラベリングについての提案はありません。

それから、農薬の残留基準を含め、個別の食品安全基準の緩和は議論されておられません。

公的医療保険制度のあり方そのものについても、議論の対象となっていないというふうに承知をいたしております。

先ほど来御指摘されておりますけれども、今回の統一試算はあくまで関税撤廃の効果のみを対象としていまして、それ以外を含まない、その前提に基づいて試算したものであります。

いずれにいたしましても、御指摘のような国民の不安、懸念がないようにしっかりと対応してまいります。

○笠井委員 今、現在のところありませんと言われました。

しかし、その中で、公的医療保険制度の問題について言えば、それ自体が俎上にのらずとも、金融サービスの問題で民間保険とか、あるいは投資分野で株式会社の参入、それらが対象にならない確証はないわけですし、それについて触れられませんでした。それらがアリの一穴になって、そして壊されていくおそれがある、まさにそういう指摘と懸念があるわけです。

混合診療が解禁をされて、保険証一枚でどこでも医者にかかれるという日本の国民皆保険制度

が崩されかねない、これが現実の懸念としてあるわけです。実際、そういう問題を含めて、さまざまな問題を通じて、そういうことがないのかどうか。

しかも、食の安全に関しては、今までのところはないと言うけれども、では、これからそういうことが持ち出されないという保証はないのか。

つまり、日本が今、総理が参加表明された。これから各国が、それじゃ結構ですよと言って、ずっと行っていくというようなのがまだ残っているわけですね。アメリカはまだあります。アメリカだってまだ事前交渉の段階でやりとりしている。そういう状況の中で、さらに議会で九十日あるわけですが、そういう中で、今後もそうした問題が協議対象として持ち出されないという保証はありますか。

○甘利国務大臣 国民皆保険制度は日本が世界に誇る制度であります。これが揺らぐようなことは一切ありません。

そして、食の安心、安全で国民が不安を抱くようなことがない、この点をしっかりと約束させていただきます。

○笠井委員 金融サービスの問題で民間保険とか投資分野での株式会社の参入の問題が議論にならないということも含めて、言えるんですか。

○甘利国務大臣 どんな議論が出るか、それは、こういう議論をしちゃいけないなんということは、口を塞ぐことはできませんけれども、少なくとも言えることは、国民皆保険制度が揺らぐというようなことはありません。

○笠井委員 制度そのものを扱って、いきなり壊すなんという話を私は言っているんじゃないんですよ。それにつながる話がいろいろな問題を通じて出てくるんじゃないか、そういう懸念があるから、自民党だって決議をやっているんじゃないですか。

今、口を塞ぐとかなんとか言いましたけれども、アメリカの方は、事前協議の中でさまざまな問題を要求してきて、これまでも対日要求がありました。そういう問題を通じて、日本がこれものむか、あれものむかということをやっている間に、じゃあいいですよということで、議会に通告をして、それで九十日で、議会もいろいろと、通商権限は議会にありますからね、アメリカは。そこのところでやってくるわけですから、そういう問題について、ではこれからもないという保証はあるのかといたら、本当に大臣、言えるのかという問題になります。

アメリカの通商代表部のマランティス代表代行は、総理の参加表明を受けましてコメントを出していますけれども、歓迎するということをもとに、日米事前協議でなすべき重要な仕事が残っている、協議継続を期待しているというふうに言っております。

事前協議の段階で、結局、非関税措置の問題でも、アメリカのルール、食の問題だって残留農薬だって全然ルールが違うんです、甘いんです、向こうは。そういう問題をそのまま日本に押しつけられることになる、こうなったら大変だ、このことを強く言いたいと思います。

総理はこの決断に当たって、自民党内とアメリカと調整をして、私が判断すると繰り返し国会でも答弁されました。しかし、冒頭に申し上げたような地方自治体や国民とは事前に調整をやっていないじゃないか。国民不在、ないがしろの決断で、しかも、どうなるかわからないところに飛び込んでいくという話であります。守れるべきものが守れない。

T P P 交渉参加表明の撤回を強く求めて、質問を終わります。